

市町村立学校教職員の懲戒処分

- 1 被処分者 みやざき ともひろ
宮崎 智弘 (男)
- 2 年 齢 58歳
- 3 所 属 筑紫野市立筑紫小学校
- 4 職 名 校長
- 5 処分時期 令和8年3月26日
- 6 処分の程度 免職
- 7 処分の理由

被処分者は、令和8年2月9日(月)12時頃に飲食店で瓶ビール(中瓶500ml)を1本飲み、同日午後7時過ぎに自家用車を運転し、途中のコンビニエンスストアでハイボール缶350ml(アルコール度数8%)を1缶購入し、午後7時30分頃に同店の駐車場に止めた車内で半分程度を飲酒した。

その後も運転を続け、同日午後8時30分頃、警察が行っていた検問で被処分者の呼気から0.18mg/Lのアルコールが検出され、酒気を帯びた状態で乗用車を運転した疑いで検挙された。

このことは、教育公務員として誠に遺憾な行為であり、地方公務員法第29条第1項に規定する懲戒事由に該当するものである。